

# 平成30年度庄内神楽伝統継承事業 庄内神楽振興イベント企画運営業務委託プロポーザル実施要領

## 1. 実施目的

本要領は、「平成30年度庄内神楽伝統継承事業 庄内神楽振興イベント企画運営業務」について、単純な価格競争による業者選定ではなく、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

平成30年度庄内神楽伝統継承事業 庄内神楽振興イベント企画運営業務委託

### (2) 委託期間

契約締結日から平成30年10月31日（水）

### (3) 業務内容

「平成30年度庄内神楽伝統継承事業 庄内神楽振興イベント企画運営業務仕様書」  
のとおり

### (4) 委託限度額

本委託の上限は、6,000,000円（消費税及び地方消費税含む）として、これを超える提案は、失格と見なす。

## 3. 参加資格

- (1) 由布市の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認定が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (4) このプロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、由布市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年間（平成25年度以降）に、地方自治体等において、地域振興イベント等のイベント実施の受注実績を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 業務実施にあたり、緊急時にも速やかに打合せができる体制が取れること。

#### 4. 選定日程

予定として次の日程のとおりとする。

内 容	期 日
実施要領・業務仕様書等の配布（ホームページ掲載）及び参加表明書の申込受付	平成30年6月1日（金）～ 平成30年6月11日（月）
実施要領・業務仕様書の質問受付	平成30年6月1日（金）～ 平成30年6月8日（金）
実施要領・業務仕様書の質問回答	平成30年6月11日（月）まで随時
参加資格審査結果の通知	平成30年6月13日（水）
提案書の提出期限	平成30年6月20日（水）
事業者選定会（プレゼンテーション）の開催	平成30年7月 6日（金）
受託者特定の通知	平成30年7月11日（水）予定

#### 5. 選定委員会の設置

委託業務事業者を選定するため、当市職員等で構成する平成30年度庄内神楽伝統継承事業庄内神楽振興イベント企画運営業務事業者選定委員会を（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 6. プロポーザルへの参加申込

##### （1）参加表明書の提出（公募一様式1）

提出期限：平成30年6月11日（月）17時まで（必着）

提出場所：由布市庄内振興局地域振興課（12. 問い合わせ先）まで

提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）による。

提出部数：1部

##### （2）参加資格審査並びに通知及び参加の辞退

① 参加資格の審査については、参加表明書並びに添付書類を審査し、参加資格の有無を平成30年6月13日（水）までに通知する。

② 参加を辞退する場合は、平成30年6月19日（火）を期限とし、その旨を文書に記載（様式自由）して、由布市庄内振興局地域振興課（12. 問い合わせ先）に持参、郵送（書留）または、Eメールにより提出すること。

#### 7. 質問の受付及び回答

##### （1）質問書の提出

プロポーザルの実施及び契約に関する質問がある場合は、「提案に関する質問書」（提案一様式2）に記載し、由布市庄内振興局地域振興課（12. 問い合わせ先）に持参、郵送（書留）Eメールかファクスで提出すること。電話による問い合わせには対応しない。

① 質問受付期間：平成30年6月1日（金）～平成30年6月8日（金）

（ただし、土日、祝日等の休日は受理しない）

②質問受付時間：9時00分～17時00分

(2) 質問の回答

回答はEメールかファクスにより行うものとし、質問内容とともに全提案者に対して送信を行う。期日は、平成30年6月11日(月)までとする。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 提案書

任意書式、A4版縦長用紙を用いて横書両面で作成し、補足資料等がA3版用紙の場合は、A4版に折り込むこと。

「平成30年度庄内神楽伝統継承事業 庄内神楽振興イベント企画運営業務仕様書」に記載する内容を全て記述していること。なお、記載していない事項についても、当然備えるべき事項については、業務委託仕様に含まれるものとして作成すること。

提案書の提出部数は、正本1部、副本10部とする。正本は社印及び代表社印を押し、副本には「副本」と明記すること

② 見積書(任意様式)

仕様書に従い、必要な経費を見積もること。ただし、2.(4)で示した委託限度額(6,000,000円)を超えないこと。

見積書の提出部数は、正本1部、副本3部とする。正本は社印及び代表社印を押し、副本には「副本」と明記すること

(2) 提出方法等

① 提出期限：平成30年6月20日(水) 17時まで(必着)

② 提出先：由布市庄内振興局地域振興課(12. 問い合わせ先)まで

③ 提出方法：提出期限内に持参(土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時まで)又は郵送(必着)とする。なお、郵送の場合は、到着の有無について提出先へ確認すること。

(3) その他

① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。

② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合であっても補充することはできない。

③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。

④ 提出書類一式については返却しない。

⑤ 提出書類の作成及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。

⑥ 提出書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。

⑦ 契約履行過程で生じる製作物の著作権は、由布市に帰属する。

⑧ 提出書類は、情報開示請求により開示することがある。但し、提案者の正当な利益が害される恐れがあると本市が認めた箇所については、公表しない。

## 9. 事業者選定会（プレゼンテーション）の実施

### （1）参加要請

事業者選定会への参加を要請する事業者には、平成30年6月21日（木）までに、電子メールにより参加要請を行う。

### （2）プレゼンテーション

① 期 日：平成30年7月6日（金）

② 内 容：プレゼンテーションの時間は、1事業者につき25分（企画提案内容についての説明15分、質疑応答を10分とする）

③ その他：順番は、本市による抽選のうえ決定する。会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコン等その他必要な機材は、全て提案者が用意すること。

出席者は3名以内とする。

## 10. 審査方法等

### （1）審査基準

NO.	評価項目	評価の視点	評価点
1	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	10
2	業務執行技術力	業務を遂行するために必要な知識や経験を有しているか	10
3	提案事項を実施するにあたっての取り組み方針	・業務への理解度はあるか ・実施スケジュールは適切なものであるか	15
4	事業目的の理解度	・庄内神楽についての現状分析と課題を的確に把握しているか	20
5	提案内容の的確性	・提案内容は、業務要求水準を充足しているか ・今後の神楽振興に繋がる内容となっているか	40
6	価格評価	・見積内容に妥当性はあるか ・費用節減の努力はなされているか	5
合 計			100

## (2) 採点方法

- ① 選定委員会が、企画提案書、プレゼンテーションにおいて、審査基準により審査し、提案内容により選定委員ごとに採点をする。
- ② ①の結果、最高得点を得た事業者を契約候補者に特定し、次点1社を選定する。
- ③ ②の結果において、2以上の事業者があった場合は、審査基準の事業目的の理解度及び提案内容の的確性の合計得点が高い候補者に特定する。
- ④ ③の結果、得点と同点の場合には、くじ引きとする。
- ⑤ 総合点数の満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案事業者が1事業者であっても最低基準点を超えたときは契約候補者として選定する。
- ⑥ プレゼンテーションに参加することができない、もしくは途中退席などにより評価採点を完全に行うことができない委員があった場合には、その委員の評価採点を無効とする。

## 11. 審査結果及び契約

### (1) 審査結果の通知

全ての提案者に対して、平成30年7月11日（水）発送予定で審査結果を通知するものとする。

### (2) 契約の締結

審査結果に基づき、特定した受託事業者と企画・内容等の仕様について調整のうえ、契約を締結する。特定した事業者が、企画提案書の提出期限後に参加資格要件に該当しなくなった場合や事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合には、審査結果が次点の提案者と契約を締結することができる。

## 12. 問い合わせ先

由布市庄内振興局 地域振興課 地域振興係：福山

〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地

電話：097-582-1111（内線 2127） F a x：097-582-1343

E-mail：sakamoto\_miho@city.yufu.oita.jp